

令和4（2022）年7月27日【水】
於 栃木県公館 大会議室

第183回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 令和4（2022）年7月27日（水）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15名

山田委員、大森委員、佐藤委員、牧野委員、
新田委員(代)、廣瀬委員(代)、大角委員(代)、野井委員(代)、
齋藤委員、小菅委員、木村委員、小林委員、
岩崎委員、佐藤委員、小池委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第183回栃木県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

1号委員に、宇都宮大学准教授 佐藤栄治様が任命されております。

○4番（佐藤委員） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく自治医科大学学内教授 牧野伸子様が任命されております。

○7番（牧野委員） 牧野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 2号委員に、国土交通省関東地方整備局長 廣瀬昌由様が任命されております。本日は代理で、国土交通省宇都宮国道事務所長 吉田幸男様が出席されております。

○10番（廣瀬委員代理：吉田様） 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして4号委員に、栃木県議会議員 木村好文様が任命されております。

○15番（木村委員） 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく栃木県議会議員 岩崎信様が任命されております。

○17番（岩崎委員） 岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく栃木県議会議員 佐藤良様が任命されております。

○18番（佐藤委員） 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は欠席でございますが、5号委員に、栃木県市議会議長会会長 君島孝明様が任命されております。

以上で、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

ここで、開会にあたりまして、県を代表して坂井県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○坂井県土整備部長 県土整備部長の坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第183回栃木県都市計画審議会の開催にあたりまして、県を代表して一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ、本審議会に御出席を賜り、大変ありがとうございます。また、本県の都市計画行政の推進につきまして、日ごろより御支援、御理解、御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、今月に入りまして、新型コロナウイルス感染症の罹患が急速に拡大しているところでございますが、この新型コロナウイルス感染症を契機として、テレワークなどの仕事の形態、人の動きのあり方が大分変化していると思っております。そういった中で、今後、人々の移動手段や人々の行動が変わっていくのではないかと考えております。人の移動の形態が変わっていけば、まちづくりもやはり変わってくるだろうと考えております。県としても、このような変化に対応したまちづくりの方向性について、さらなる検討をこれからしていかなければならないと考えております。今後、委員の皆様方にはこのような点も含めて御意見、御助言いただくことになるかと思いますが、その際は何とぞ御協力のほどお願い申し上げます。

本日の審議会は、大田原市及び矢板市、那須塩原市におきまして、県が定める都市計画道路5路

線の変更案と、真岡市におきまして、建築基準法に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から御審議、御意見等を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席者でございますが、本日は委員20名のうち15名に出席をいただいております。栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の議長についてでございますが、第182回栃木県都市計画審議会をもちまして森本会長が御退任されましたので、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づく会長職務代理者である大森委員にお願いしたいと思っております。大森委員、議長席へ御移動願います。

(大森委員、議長席に着く)

○事務局 それでは進行をよろしくお願いいたします。

○議長 それでは進行を務めさせていただきます。本日は、第183回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席いただきありがとうございます。

前会長からあらかじめ御指名をいただいておりますので、会長が決定するまでの間、議長を務めさせていただきます。

早速ですが会長の選出を行いたいと思っておりますので、お手元の審議会条例及び委員名簿を御覧いただきたいと思っております。会長につきましては、栃木県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から選出することになっております。これにつきまして、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。どなたか御意見ございますか。

(山田委員、挙手)

○議長 山田委員お願いします。

○1番(山田委員) 私は栃木県農業会議の山田と申しますが、この都市計画審議会には何回か出させていただいております。都市計画審議会の会長という職は、都市計画に関しまして幅広い知識を有する方が最適であると考えております。その観点から申し上げますと、宇都宮大学の教授でございます都市計画に関して豊富な実績と高い見識をお持ちであり、また、この審議会におきましては会長職務代理者として貢献されております大森委員が会長として最適者ではないかと考えております。したがって、私は大森委員を本審議会の会長に推選させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から、会長には大森委員をとの御推薦がございましたが、ほかに御推薦はございますか。

それでは、お諮りいたします。大森委員を会長に選出することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、大森委員を会長に選出したいと存じます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、大森会長から会長就任の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大森会長 ただいま会長に御指名いただきました宇都宮大学の森でございます。一言御挨拶させていただきます。

コロナ禍もまだまだ収まらず、異常気象も続いているというように、世の中なかなか落ち着かない状況でございますが、栃木県は今年いよいよ「とちぎ国体・障害者スポーツ大会」も迎えますし、また、JR宇都宮駅東口のまち開きもうすぐですし、来年にはLRTも開業の予定ということで、いろいろ全国から注目を集めているのではないかと感じているところでございます。

この都市計画審議会は、栃木の都市ビジョン「スマート+コンパクトシティ」の実現に向けまして、また、坂井部長からもお話がありましたように変化に対応したまちづくりとして、「新しい生活様式」という点も考慮しながら適切な都市計画を進められるように、皆様と慎重な審議を行ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長に会長職務代理者を指名していただきたいと思います。大森会長、1号委員の中からどなたかを御指名ください。よろしくお願いいたします。

○議長（大森会長） それでは、会長の職務代理者として、佐藤委員にぜひお願いしたいと思います。佐藤委員は専門が都市計画・建築計画でございまして、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の委員も務めており、ほかにも大変経験豊富であると考えております。委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員に会長職務代理に御就任いただけたということで、一言御挨拶をお願いいたします。

○4番（佐藤委員） 会長職務代理を拝命いたしました佐藤です。御紹介いただいたように専門は都市計画ですが、今日も御参加いただいている自治体のいろいろな委員長なども経験させていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長 それでは早速議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は山田健悦委員と佐藤栄治委員を御指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の案件といたしましては、お手元の次第にございますように、「大田原都市計画道路の変更について」のほか、付議案件が3件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。本日は、傍聴者はいらっしゃらないということでございます。

それでは、第1号議案「大田原都市計画道路の変更について」及び第2号議案「矢板都市計画道路の変更について」につきましては関連がございますので、一括して審議いたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 栃木県都市計画課の笹沼でございます。第1号議案並びに第2号議案について御説明いたします。着座にて説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案並びに第2号議案について、それぞれの議案書と参考資料を用いて御説明させていただきます。

まず、第1号議案の「大田原都市計画道路の変更について」御説明いたしますので、議案書3ページの位置図を御覧願います。今回、変更いたします大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線の位置を赤い線で表示しております。本路線は、大田原市及び県北地域の都市間を連絡する延長約2,340mの主要な幹線街路でございます。

次に前のページに戻りまして、議案書の2ページにあります計画書を御覧願います。この計画書には、今回変更いたします都市計画道路3・3・5号国道4号線の都市計画変更後の区域や構造等について記載しておりますので、その内容について御説明いたします。

表の左端の欄に「種別」と書いてございますが、こちらにつきましては「幹線街路」となります。位置は、起点が大田原市上石上字下川原、終点は大田原市上石上字東山で、延長は約2,340m、構造は車線数が4車線で標準部の有効幅員は22.0mです。

次の行には本路線の全延長約2,340mに対し、構造形式の内訳といたしまして「嵩上式」、「地表式」の別を記載したものととなります。ここで「嵩上式」とは、都市計画道路の道路センターにおける計画の高さが現地の地盤高よりも5m以上高く、その状態が350m以上連続する区間をいいます。今回変更いたします都市計画道路につきましては、「嵩上式」以外の区間は「地表式」となります。なお、「嵩上式」、「地表式」以外に、「掘割式」、「地中式」といった構造形式がございますが、こちらにつきましては今回の都市計画では該当する区間がございませんので、説明は省略させていただきます。

この「嵩上式」の区間は、延長約940mで、法面などを含む都市計画道路の最小の幅員が23.2m、最大が58.6mとなります。次に「地表式」の区間は延長が約1,400mで、法面などを含みます都市計画道路の最小の幅員が25.0m、最大が43.3mとなります。また、この「地表式」の区間で鉄道やほかの都市計画道路などと交差する構造では、幹線街路との平面交差となり、その数は1箇所となります。

表の下に変更の理由と書いてありますが、変更の理由につきましては、大田原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、詳細な設計を行ったところ、道路の区域が明確になりましたことから、本案のとおり変更するものでございます。

続きまして、第2号議案の「矢板都市計画道路の変更について」御説明いたします。

はじめに議案書6ページの位置図を御覧願います。今回変更いたします矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線の位置を赤い線で表示しております。本路線は、矢板市及び県北地域の都市間を

連絡する延長約14,820mの主要な幹線街路となります。先ほどの1号議案と併せまして一般国道4号に該当する路線になっております。

次に前のページに戻りまして、議案書の5ページにあります計画書を御覧願います。この計画書には、今回変更する都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線の都市計画変更後の区域や構造等について記載してございますので、その内容について御説明いたします。

先ほどの第1号議案と同じように、種別については「幹線街路」となります。位置につきましては、起点が矢板市乙畑字養曾、終点は矢板市山田字関根下で、延長は約14,820m、構造は車線数が4車線で標準部の有効幅員は22.0mです。

次の行には本路線の全延長約14,820mに対し、構造形式の内訳として「嵩上式」、「地表式」の別を記載してあります。本路線も、先ほど説明した第1号議案と同様に、「地表式」と「嵩上式」の区間のみとなります。

「嵩上式」の区間は延長約750mで、法面などを含みます都市計画道路の最小の幅員が23.2m、最大が75.2mとなります。次に「地表式」の区間の延長は約14,070mで、法面などを含みます都市計画道路の最小幅員が22.0m、最大が77.0mとなります。また、この「地表式」の区間で鉄道やほかの都市計画道路などと交差する構造につきましては、JR東北新幹線との立体交差が1箇所、幹線街路との平面交差が8箇所となります。

変更の理由につきましては、矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、詳細な設計を行ったところ、道路の区域が明確となったことから、本案のとおり変更するものでございます。

それでは、今回の都市計画変更の具体的な内容について詳しく御説明いたしますので、別冊の参考資料の9ページを御覧願います。ここに3・3・5号宇都宮陸羽線の横断図を掲載しております。上段の横断図につきましては、黄色のタイトルにありますとおり現都市計画、つまり変更前の横断図になります。下の段の横断図は、赤のタイトルにありますとおり変更案の横断図、つまり都市計画の変更後の横断図となります。

現都市計画は平成30年11月に都市計画決定しております。この道路、実際には法面などを含んでおりますが、現都市計画を決定した時点では道路の高さや法面の構造などが特定されておらず、道路としての区域や「地表式」、「嵩上式」といった構造形式を明確化することが困難でございました。このため、法面などを除いた本線の幅員分の区域22.0mのみを「地表式」として都市計画決定したものでございます。

今回の変更は、道路の詳細な設計を行いましたところ、道路の高さや交差点部の形状及び本線以外の法面の形状など、構造形式や道路としての区域が明確になりましたため、これらの区域を追加する都市計画の変更を行うものでございます。横断図でいいますと、上と下では、道路そのものの幅員は22.0mと変わりませんが、道路の両側にある法面を含んだ形の都市計画の変更という形になります。

次に参考資料の10ページを御覧願います。ここでは3・3・5号国道4号線の横断図を掲載しております。こちらは大田原都市計画道路になります。内容につきましては、先ほどの3・3・5

号宇都宮陸羽線と同様に、道路の高さや法面の形状など、構造形式や道路としての区域が明確となったため、記載のとおり都市計画の変更を行うものでございます。道路の高さが矢板都市計画道路と大田原都市計画道路で若干違ったり、盛土や切土があつたりします。大田原都市計画道路ではその代表的な箇所が盛土構造になっておりますので、こちらは盛土の形で掲載してございます。

続きまして参考資料の1ページを御覧願います。これは、先ほど御説明した議案書2ページにあります1号議案の3・3・5号国道4号線に関する計画書の新旧対照表となっております。この新旧対照表の見方といたしましては、表の中にある括弧書きは変更前、つまり現都市計画の内容となり、括弧のないものが都市計画の変更案、変更後の都市計画の内容となります。

現都市計画では、全延長にわたって道路の構造形式を「地表式」といたしましたでしたが、今回実施いたしました詳細な設計により都市計画道路の高さが決まり、道路の構造形式も明確となりましたので、その内訳として「嵩上式」と「地表式」を表示したものでございます。

また、今回、法面等を含む道路の区域が明確となったため、幅員につきましても、表のとおり標準部では22.0mと変更はございませんが、新たに構造形式の内訳として「嵩上式」と「地表式」の延長と幅員などを定めております。幅員などの値につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

第2号議案の3・3・5号宇都宮陸羽線の計画書につきましても、参考資料2ページに新旧対照表がございますので御覧願います。表の見方と変更内容につきましては、先ほど御説明したものと同様でございます。

それでは、ここから、参考資料3ページから8ページにあります資料を用いまして、平面計画における変更内容について御説明したいと思います。

まず、参考資料3ページの位置図を御覧願います。3・3・5号宇都宮陸羽線の変更区間につきましては、青点線の長方形で囲まれたA、B、C、Dの区間になります。3・3・5号国道4号線の変更区間につきましては、青点線の長方形で囲まれたE、Fの区間になります。

位置図にあります青色の点線で囲んだ範囲を拡大したものを、4ページ以降に平面図として掲載しております。それでは4ページを御覧ください。

上のAの区間の図面を御覧願います。図面右側が北の方向を示しておりますので、図面左側が宇都宮方面、右側が福島方面となります。

図面左端に変更区間と赤い旗揚げがございます。ここから図面の右側の区間が、今回都市計画を変更する区間となります。図面の黄色い線は現在の都市計画、赤い線が都市計画の変更案になります。先ほどご説明したとおり、今回の変更は法面を追加するなど都市計画道路としての区域の変更となりますので、変更案である赤い線が現地の地形などに合わせて表示されております。

まず、上段のAの区間につきましては、一般県道大田原矢板線と一般国道4号及びJR東北本線（宇都宮線）が交差する土屋交差点付近となります。Aの区間の平面図において、真ん中の付近で都市計画道路が大きく膨らんでいる部分が土屋交差点付近となります。それを拡大した図面を土屋交差点付近拡大図として下の図に掲載してございます。

この拡大図において、黒く太い線は、現在の一般国道4号の現道と同じ線形になる部分でございます。赤く太い線につきましては、3・3・5号宇都宮陸羽線として都市計画決定されている一般国道4号矢板大田原バイパスの整備計画の線形となります。

この土屋交差点付近の計画は、3・3・5号宇都宮陸羽線が、緑色の太い線の一般県道大田原矢板線とJR東北本線(宇都宮線)を橋梁形式のオーバースタックで立体交差する計画となっております。緑色の太い線の一般県道大田原矢板線から赤く太い線の一般国道4号矢板大田原バイパスへの接続につきましては、青色の太い線のとおり、一般国道4号矢板大田原バイパスの下をくぐるような形で立体交差して、ループ状に一般国道4号矢板大田原バイパスに接続する丁字路になるような形でございます。

上のAの図に戻りまして、図面中央の上に黒く「嵩上式」と旗上げしてありますが、ここから図面右側が「嵩上式」の区間となります。先ほど計画書の中で御説明したとおり、この「嵩上式」の区間につきましては現地盤から5m以上高くなるところが350m以上連続する区間となります。なお、この都市計画道路において、「嵩上式」の区間以外は「地表式」の区間となります。

続きまして5ページを御覧ください。こちらはBの区間になりますが、バイパス区間となります。図面の左端に「嵩上式」と黒く旗上げがあります。ここから左側が「嵩上式」の区間となります。ここからはずっと農地の中を通るようなバイパス区間となります。

続いて6ページを御覧ください。上段のCの区間もBの区間と同様にバイパス区間となります。Dの区間もバイパス区間であり、箒川とありますが、箒川の右岸側が大田原市との市境となります。この地点が3・3・5号宇都宮陸羽線の終点となり、ここまでが変更区間となります。

続いて7ページを御覧ください。ここからが大田原都市計画道路の3・3・5号国道4号線の変更区間となります。Eの区間で先ほどの宇都宮陸羽線との接続になりますが、矢板市との市境が3・3・5号国道4号線の起点となります。ここからが変更区間となっております。図面右端のあたりで現在の国道4号の現道に接続する形となっております。

続いて8ページを御覧ください。F区間につきましては、現道拡幅区間であり、3・3・5号国道4号線の終点は那須塩原市との市境となります。3・3・5号国道4号線の変更区間もここまでとなります。

変更内容の説明については以上となりますが、本変更案につきまして、都市計画法第17条の規定に基づきまして、令和4年5月10日から5月24日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

また、この変更案につきまして関係市に意見を聴取したところ、大田原市から令和4年5月25日付、矢板市から同年7月1日付で、それぞれ異存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○13番(齋藤委員) 13番、矢板市長の齋藤淳一郎でございます。

第2号議案として御審議いただいております矢板市都市計画道路の変更についてでございますが、御承知の方もおられるかと思いますが、第1号議案の大田原都市計画道路の変更と併せて、国道4号の矢板大田原バイパスの事業化をしていただいたことに伴う今回の変更ということでございます。

この国道4号につきましては、宇都宮市内から本市土屋地内の土屋交差点までは、既に矢板拡幅という箇所新規事業化されております。また、那須塩原市に入りますと、西那須野道路ということでこれも既に工事に着手されております。

そういった中でこの区間がまさにボトルネックになっており、朝夕の通勤時間帯をはじめとして渋滞が著しい箇所でございます。

この区間は矢板市につきましても大田原市につきましても非線引きの都市計画区域でございます。そういった中で、今後、私ども地元自治体としても、秩序ある沿線開発が可能となるようしっかり努めさせていただきたいと考えております。

また、矢板市山田地内の農地につきましては、極力優良農地を分断しないような形で法線が決定されています。こういったことも踏まえて、秩序ある土地利用に取り組む必要があると考えております。

○議長 御意見ありがとうございました。ほかに何かございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、本案件につきましては原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんでしたので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、続いて第3号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第3号議案「那須塩原都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書9ページの位置図を御覧願います。今回、変更する那須塩原都市計画道路3・3・7号インターチェンジ通り及び3・3・8号烏ヶ森線、3・5・4号国道4号線の3路線の位置を赤い線に表示しております。

まず1つ目の路線3・3・7号インターチェンジ通りは、延長約10,840mの那須塩原市及び県北地域の都市間を連絡する主要な幹線街路で、今回の変更につきましては、西赤田地内の一般国道400号整備計画に伴う変更でございます。

2つ目の路線3・3・8号烏ヶ森線につきましては、延長約6,600mで、こちらも那須塩原市及び県北地域の都市間を連絡する主要な幹線街路で、主に一般国道4号西那須野道路整備計画に伴う変更でございます。

3つ目の路線3・5・4号国道4号線は、延長約2,950mの那須塩原市内の各地区を連絡する都市幹線街路で、3・3・8号烏ヶ森線の変更に伴いまして交差点の位置や形状を変更するもの

でございます。

次に前のページに戻りまして、議案書の8ページにある計画書を御覧願います。この計画書は、今回変更する都市計画道路3路線の都市計画変更後の区域について記載しておりますので、その内容について上から順に御説明いたします。

まず、種別につきましては、3路線全てが「幹線街路」となります。一番上は3・3・7号インターチェンジ通りとなります。位置は、起点が那須塩原市緑1丁目、終点は那須塩原市千本松、区域として延長が約10,840m、構造としては構造形式が「地表式」、車線数が4車線で標準部の有効幅員は25.0mです。この地表式の区間で鉄道やほかの都市計画道路などと交差する構造につきましては、JR東北新幹線との立体交差など、記載のとおりでございます。

次は3・3・8号烏ヶ森線です。位置は、起点が那須塩原市三区町、終点は那須塩原市井口字腰巻、区域として延長が約6,600m、構造としては構造形式が「地表式」、車線数が4車線で標準部の有効幅員は24.0mです。この地表式の区間で鉄道やほかの都市計画道路などと交差する構造につきましては、幹線街路との平面交差が5箇所となります。

最後は3・5・4号国道4号線です。位置は、起点が那須塩原市三区町、終点は那須塩原市西富山字接骨木道西、区域として延長が約2,950m、構造としては構造形式が「地表式」、車線数が2車線で標準部の有効幅員は15.0mです。この地表式の区間で鉄道やほかの都市計画道路などと交差する構造につきましては、幹線街路との平面交差が6箇所となります。

変更の理由につきましては、那須塩原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、詳細な設計を行ったところ、道路としての区域が明確になったことから、本案のとおり変更するものでございます。

続きまして都市計画変更の具体的な内容について御説明いたします。参考資料の16ページを御覧願います。こちらに3・3・8号烏ヶ森線の横断図を掲載しております。

この3号議案につきましては、都市計画道路が3路線ありますが、横断幅員が変更となりますのは3・3・8号烏ヶ森線のみとなります。上段の横断図は、これまでと同様に、黄色のタイトルにありますとおり現都市計画、つまり変更前の横断図となります。下の横断図につきましては、赤のタイトルにありますとおり変更案、つまり変更後の横断図となります。

内容につきましては、主に一般国道4号西那須野道路整備計画に伴いまして変更するものでございます。現都市計画は当初決定時の基準で計画されておりますが、今回、現在の基準に基づきまして車線幅員を3.25mから3.5mにするなど、変更案の横断図にあるとおり計画を変更するものでございます。また、歩道幅員につきましては、電線類の地中化を計画していることなどから、必要となる路上施設帯を考慮いたしまして、幅員を2.5mから3.5mに変更するなど、標準部の道路幅員を22.0mから24.0mに変更するものでございます。

資料17ページを御覧願います。こちらには3・3・7号インターチェンジ通りと3・5・4号国道4号線の横断図を記載しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、この2路線につきましては横断図の変更はございません。

それでは、参考資料 1 1 ページにお戻りいただきまして、第 3 号議案の計画書の新旧対照表がございますので、こちらを御覧ください。第 3 号議案の 3 路線とも構造形式につきましては「地表式」のみとなりますので、こちらについては変更ございません。計画書に関しまして主に変更となる部分につきましては、先ほど御説明したとおり、3・3・8 号烏ヶ森線の標準幅員が 22.0m から 24.0m に変更になることと、3・5・4 号国道 4 号線について、3・3・8 号烏ヶ森線への接続位置が変わることに伴い起終点の位置や延長が変更になるものでございます。なお、3・3・7 号インターチェンジ通りにつきましては、道路の平面線形を一部変更するのみでございますので、計画書の記載に変更はございません。

参考資料 1 2 ページの位置図を御覧願います。今回変更いたします都市計画道路の 3 路線を赤で表示し、それぞれの変更区間は赤で旗上げた区間になります。この 1 2 ページの位置図にあります青色の長方形の点線で囲んだ範囲を拡大したものが、1 3 ページ以降に平面図として掲載してありますので、1 3 ページを御覧ください。図面右側がおおむね北の方角を示しておりますので、図面の左側が宇都宮方面、右側が福島方面になります。図面の左端に 3・3・8 号烏ヶ森線変更区間と赤い旗上げがございます。上の A の区間は、大田原市との境を起点といたしまして、ここからが 3・3・8 号烏ヶ森線の区間となります。黄色い線が現在の都市計画、赤い線が都市計画の変更案になります。

A の区間につきましては、大田原市を起点といたしまして現道を拡幅する区間となります。

続きまして B の区間ですが、図面右側で 3・3・8 号烏ヶ森線と 3・5・4 号国道 4 号線が分岐しております。これまでは 3・5・4 号国道 4 号線が一般国道 4 号となっておりますが、変更後は 3・3・8 号烏ヶ森線が一般国道 4 号となり、主交通を担う路線が 3・3・8 号烏ヶ森線となりますことから、図のとおり交差点の位置や形状及び延長が変更になるものでございます。

続いて 1 4 ページを御覧ください。上の図 C の区間ですが、真ん中よりやや左側にある那須塩原都市計画公園 5・5・2 号烏ヶ森公園を通過した先の 3・3・7 号インターチェンジ通りとの交差点部につきましては、3・3・8 号烏ヶ森線の曲線部の見直しによりまして、交差点の位置と形状が変更になっております。

その下の D の区間についてです。平面図の左側と真ん中よりやや右側に、細長い長方形の形で、都市計画道路の赤い区域が図面の上の方に少しだけ膨らんでいる箇所が 3 箇所ほどございます。これは近くに小学校などが位置しており、通学する児童などの交通安全のため、横断歩道橋を設置する区域としているところでございます。

続いて 1 5 ページを御覧ください。E の区間になります。3・3・8 号烏ヶ森線と 3・5・4 号国道 4 号線との接続部になります。これにつきましても、先ほど説明した B の区間と同様に、主交通が 3・3・8 号烏ヶ森線に移ることから、交差点の位置や形状及び延長が今回変更になるものでございます。

その下の F の区間です。こちらは路線が変わりまして 3・3・7 号インターチェンジ通りの変更区間となり、一般国道 400 号に該当します。左側が会津方面、塩原方面になります。右側が茨城

方面、大田原方面になります。この変更につきましては、沿道における土地利用への影響を考慮しますとともに、現在の道路敷について、より有効活用を図るため、道路線形の一部を変更するものでございます。

本変更案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づきまして、令和4年5月10日から5月24日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案につきまして関係市である那須塩原市に意見を聴取したところ、令和4年6月30日付で異なる旨の回答をいただいております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、本案につきましては原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、第4号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案について、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第4号議案について御説明いたします。お手元の議案書の10ページから11ページまでが第4号議案でございます。

議案書12ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、民間事業者が真岡市内の赤の区域に計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

第4号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から御説明いたします。

○幹事(栃木県建築課長) 建築課長の犬塚でございます。私の方から具体的な内容を説明したいと思います。

資料18ページを御覧ください。まず、建築基準法の手続の説明をいたします。付議理由の次に同51条の抜粋を記載しております。「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされております。また、ただし書きで、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。」とされております。

次に、政令で定める規模の基準として、施行令第130条の2の3、第1項第三号の赤字部分で示すとおり、工業系用途内の産業廃棄物処理施設のうち、廃プラスチック類の破碎施設につきましては、

同号ちに掲げております一日の処理能力が6トンを超える場合となっております。本案件は、工業専用地域内においてこの能力が19.22トンとなることから、許可が必要となるものです。

それでは、案件の内容について説明させていただきます。

資料19ページ左側の「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。場所は、真岡市寺内地区の真岡第四工業団地に位置しており、工業専用地域で周辺には多くの工場が立地しております。

次に、右側の「2 施設の概要」を御覧ください。今回は産業廃棄物の破砕施設を新たに設置するもので、廃プラスチック類等の産業廃棄物を受け入れまして、破砕機により廃棄物を破砕いたします。破砕後に圧縮、固形化し、製鉄副資材として搬出いたします。なお、製鉄副資材は鉄鋼の製造工程におけるガスの発生の抑制剤、吹きこぼれを防止する材料として売却するものです。

次に「3 施設配置図」を御覧ください。今回は既存の事務所、工場に加えまして、赤色で示した破砕機が設置されている建物、及び、保管・前処理作業をする建物の2棟を増築する計画となっております。

事前に行った生活環境調査の結果についてですが、騒音、振動等の基準を下回っており、出入り口につきましても、前面の市道は幅員が9.0mとなっております。以上のことから、土地利用上、周辺の生活環境上を含めまして、本施設の敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思います。御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

参考までに教えていただきたいのですが、現在のこちらの施設のトラック交通量は、現在一日何台ぐらいで、新しくこれができることで何台ぐらいに増えるのでしょうか。

○幹事（栃木県建築課長） 今の市道の方の台数は、把握していないのですが、今回の搬入車両につきましても1日14台と計画されておりますので、往復でも28台と少ない交通量と聞いております。

○議長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。木村委員お願いします。

○15番（木村委員） 産業廃棄物の処理施設ということですが、これは破砕だけなのか、焼却はないのか、前の施設は焼却があって今度は破砕だけという意味ではなくて、ここには破砕だけで焼却はないということですか。

○幹事（栃木県建築課長） 今回は破砕だけと聞いております。先ほど御説明したとおり、今回は破砕した後、圧縮、固形化いたしまして製鉄工場へ売却する製鉄副資材としてつくと聞いております。破砕だけでございます。

○15番（木村委員） すると、これは増築という形をとるわけだね。ということは、増築以前の現況においては焼却はない、現況でもないということですか。

○幹事（栃木県建築課長） はい、ございません。

○15番（木村委員） わかりました。

○議長 そのほか何かございますか。

御質問、御意見がないようですので、本案につきましては原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、特に御異議がございませんので、本案件につきましては原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

○議長 続きまして報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から御説明、御報告をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告いたします。

資料はお手元の第183回栃木県都市計画審議会報告資料となります。表紙をめくっていただきますと、報告案件の概要という表がございますので御覧願います。

ここでは、令和4年2月14日から7月26日までの間に、県内の市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとの都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。表の一番下にあります計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものの小計が9件、都市施設に関するものの小計が4件、合計13件の都市計画決定がなされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ、3ページに、位置図については4ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。報告事項ということでございますので、資料をよく確認いただければと思います。もし何か御質問などがあれば。大丈夫ですか。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

本日の資料がもし不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいて結構でございます。本日はありがとうございました。

午後2時35分 閉会